

1 一般車両
2 掘削機
3 舗装機械
4 整地・運搬
5 発電機・溶接機
6 ポンプ
7 コンプレッサ
8 軽建設機械
9 仮設
10 販売品
11 イベント設営・地盤調査工事
12 建設機械修理車検
13 規約資料・保険

低騒音型・低振動型建設機械の指定制度について

騒音・振動に関する苦情のうち、建設工事に起因するものが多いため、国土交通(旧建設)省では生活環境の保全と円滑な施工を図るため、昭和51年に「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を策定し、建設工事の計画、設計、施工の各段階において起業者および施工者が考慮すべき技術的対策の基本方針を示しています。また、機種ごと、出力ごとに騒音または振動の基準値を定め、基準値を満足した建設機械を「低騒音型建設機械」(昭和58年指定開始)または「低振動型建設機械」(平成8年指定開始)として型式指定を行い、生活環境を保全すべき地域で行う工事で使用を推進しています。

また、平成9年10月1日から「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」を施行し、「低騒音型建設機械」の指定基準を全面改正しました。これにより「低騒音型建設機械」のうちブルドーザー、バックホウ、トラクターショベルの3機種については、騒音規制法における特定建設作業の対象から除外されています。ただし、未対策型機械('89ラベルの「みなし機械」含む)のうち、ブルドーザーは40kW以上、バックホウは80kW以上、トラクターショベルは70kW以上の定格出力の機械については届出が必要となります。

「みなし機械('89ラベル)」については平成14年9月30日より指定の取り消しとなっていますが、5年の経過措置期間の間にメーカー側において、新基準の指定の取り直しや騒音対策(小変更や追加対策)を施すことにより新たな型式の指定取得等の措置がされている場合があります。

国土交通省の直轄工事現場等において低騒音型建設機械を使用する場合は、その取扱いに留意してください。

「特定建設作業の一覧表」と「特定建設作業実施の届出」について

指定地域内 (都道府県知事より指定された地域)	<p>■ 騒音に係る特定建設作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業 (もんげん・圧入式くい打くい抜機・アースオーガーと併用する作業を除く。) 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 (一日の移動距離が50メートルを超えない作業に限る。) 4. 空気圧縮機を使用する作業 (電動機以外の原動機を用いるもので、原動機の定格出力が15kW以上に限る。) (さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業 (混練機の混練容量が0.45m³以上または混練重量が200kg以上のものに限る。) (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. バックホウを使用する作業 (未対策機械(みなし機械('89ラベル)含む)の定格出力が80kW以上のものに限る。) 7. トラクターショベルを使用する作業 (未対策機械(みなし機械('89ラベル)含む)の定格出力が70kW以上のものに限る。) 8. ブルドーザーを使用する作業 (未対策機械(みなし機械('89ラベル)含む)の定格出力が40kW以上のものに限る。) <p>■ 振動に係る特定建設作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業 (もんげん、圧入式くい打機およびくい打くい抜機、油圧式くい抜機を除く。) 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業 (一日の移動距離が50mを超えない作業に限る。) 4. プレーカー(手持式を除く)を使用する作業 (一日の移動距離が50mを超えない作業に限る。) <p>※災害および公共工事等は除外される。作業が開始したその日に終わるものを除く。</p>	<p>届出必要</p> <p>作業開始の7日前までに各市町村に所定の届出が必要です</p>
	<p>特定建設作業</p> <p>上記以外の建設作業 → 届出不要</p>	<p>低騒音型建設機械(新基準:'97ラベル)はすべて、届出不要</p>
指定地域外	すべての建設作業 → 届出不要	

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づく建設機械の使用原則化について

		「規制法」に基づく指定地域	
		指定地域内	指定地域外
国土交通省の直轄工事	住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域	低騒音型建設機械の使用原則化の対象 (作業によっては、未対策建設機械の使用可能)	低騒音型建設機械の使用原則化の対象 (作業によっては、未対策建設機械の使用可能)
	上記以外の区域	未対策建設機械(みなし機械('89ラベル)含む)も使用可能	未対策建設機械(みなし機械('89ラベル)含む)も使用可能

騒音・振動に係る特定建設作業の「規制基準」

規制基準値	敷地の境界線	騒音:85デシベル未満 振動:75デシベル未満
作業時刻	1号区域	午前7時から午後7時以外
	2号区域	午前6時から午後10時以外
1日当りの作業時間	1号区域	10時間を超えないこと
	2号区域	14時間を超えないこと
作業期間	全区域	連続6日を超えないこと
作業日	全区域	日曜日その他の休日でないこと

- 1号区域
第1種区域、第2種区域、第3種区域および第4種区域のうち学校、病院等の施設の周囲概ね80mの区域
 - 2号区域
第4種区域のうち、1号区域を除く区域
- ※第1～4種区域については県告示で定められています。具体的な地点がどの区域に該当するかはその地域の市町村役場に確認してください。

みなし機械('89ラベル)と新基準機械('97ラベル)の違い



騒音・振動の目安

■ 騒音の目安

- 30dB 郊外の深夜、ささやき声
- 40dB 図書館、静かな住宅地の昼
- 50dB 静かな事務所
- 60dB 普通の会話、静かな乗用車
- 70dB 電話のベル、騒々しい事務所
- 80dB 電車の車内
- 90dB 騒々しい工場の中
- 100dB 電車が通るときのガード下
- 110dB 自動車のクラクション
- 120dB 飛行機のエンジン

■ 振動の目安

- 55dB以下 震度0相当、ほとんど揺れを感じない
- 60dB 震度1相当、約50%の人が揺れを感じる
- 65dB 約75%の人が揺れを感じる
- 70dB 震度2相当、ほとんどの人が揺れを感じる